

令和7年9月12日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会総務財政委員会会議録

- 1 日 時** 令和7年9月12日（金）
午前9時30分から午前11時24分まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件**
- (1) 請願第 1号 山口宇部空港の特定利用空港指定に反対する請願
 - (2) 議案第77号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件
 - (3) 議案第78号 宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
 - (4) 議案第79号 宇部市消防団条例中一部改正の件
 - (5) 議案第80号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件
 - (6) 議案第87号 工事請負変更契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）
 - (7) 議案第81号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件
 - (8) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について
 - (9) 報 告 指定管理者外部評価委員会の開催状況について
 - (10) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について
 - (11) 報 告 アクトビレッジおののサウンディング調査の実施報告について
 - (12) そ の 他

4 出席委員（9名）

委員長	時 田 洋 輔 君	副委員長	林 豊 廣 君
委員	射 場 博 義 君	委員	唐 津 正 一 君
委員	木 原 大 介 君	委員	鴻 池 博 之 君
委員	猶 克 実 君	委員	新 村 秀 雄 君
委員	早 野 敦 君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（1名） 議長 山下節子君

7 説明のため出席した者

- (1) 請願第 1号 山口宇部空港の特定利用空港指定に反対する請願

紹介議員 荒川憲幸君

(2) 議案第77号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

(3) 議案第78号 宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

総務部

部長 大畑秀幸君

職員課長 吉岡徹君

同課副課長 棟久直行君

(4) 議案第79号 宇部市消防団条例中一部改正の件

(5) 議案第80号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件

(6) 議案第87号 工事請負変更契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）

総務部

部長 大畑秀幸君

防災危機管理監 弘中秀治君

防災危機管理課長 坂田雅之君

同課副課長 伊藤雅浩君

(7) 議案第81号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件

総務部

部長 大畑秀幸君

市民税課長 林和彦君

同課副課長 岩本浩志君

(8) 報告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について

総務部

部長 大畑秀幸君

総務課長 諏訪智子君

同課副課長 正司邦雄君

(9) 報告 指定管理者外部評価委員会の開催状況について

総務部

部長 大畑秀幸君

財産管理課長 羽根伸宏君

同課副課長 東原裕美君

(10) 報告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について

総合政策部

部 長	古 林 学 君
次 長	上 田 優 作 君
政策企画課長	正 司 優 子 君
同課副課長	石 原 紀 子 君
同課企画調整係長	久保田 準 一 君

(11) 報 告 アクトビレッジおののサンディング調査の実施報告について

総合政策部

部 長	古 林 学 君
次 長	馬 場 葉 子 君
北部地域振興課長	荒 武 則 弘 君
同課副課長	福 井 崇 弘 君

8 事務局職員出席者

議事総務課長	重 村 一 郎 君
書 記	高 木 徹 也 君

——— 午前9時30分開会 ———

委員長（時田 洋輔 君） 皆さん、おはようございます。

それではただいまから、総務財政委員会を開きます。

欠席の届出はありません。

本日の審査ですが、お手元の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（時田 洋輔 君） それでは初めに、請願第1号山口宇部空港の特定利用空港指定に反対する請願を議題といたします。

それでは、担当書記に朗読をさせますので、よろしくをお願いします。

〔担当書記が請願第1号を朗読〕

委員長（時田 洋輔 君） 本請願の内容は、以上のとおりです。

それではこの際、お諮りいたします。

本請願の審査に当たり、紹介議員であります、荒川議員に説明を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、荒川議員に入室していただくため、しばらくお待ちください。

〔荒川議員入室〕

委員長（時田 洋輔 君） それでは、先ほど担当書記から請願の内容を朗読してもらいましたが、荒川議員から追加で説明があればよろしくお願ひいたします。

紹介議員（荒川 憲幸 君） それでは、請願第1号山口宇部空港の特定利用空港指定に反対する請願について説明いたします。

岸田政権時代の2022年末に決めた安保三文書では、自衛隊や海上保安庁のニーズに基づき、部隊の訓練や有事の際の展開などのため空港・港湾をはじめ、公共施設を整備し、機能強化する仕組みを設ける。あわせて、その利用に関するルールづくりを行うと出しました。

事務局で資料を準備していただいておりますが、総合的な防衛体制の強化に資する取組についてという資料を見ていただけますか。1枚めくったページ1の下の点線の囲みのところなのですが、ここに今説明した内容の文章が書いてあります。参考というところを見ていただけたらと思います。

続けて説明させていただきます。有事に、自衛隊などが空港・港湾を優先的に利用する仕組みというのは、有事法制の1つで、特定公共施設利用法、これは2004年度に成立していますが、ここでも、ここで定められています。

しかし、平時の使用に関する枠組みについては、これまでありませんでした。

特定利用空港については、国家安全保障戦略の中で、有事も念頭に置いた我が国国内での対応能力の強化の項目でこう書かれています。

我が国に直接脅威が及んだ場合も念頭に、我が国国内における幅広い分野での対応能力を強化する。具体的には、総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。これらの取組は、地方公共団体、住民等の協力を得つつ、推進する。

自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、自衛隊の弾薬、燃料等の輸送・保管の制度の整

備、民間施設等の自衛隊、米軍等の使用に関する関係者・団体との調整、安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる。

要するに、自衛隊等が有事も見据え、平素から民間の空港・港湾の円滑な利用ができるようになるための枠組みということになると思います。

この方針に基づいて、2023年8月に関係閣僚会議が立ち上げられ、同年12月には「総合的な防衛体制の強化に資する取組について」という方針が確認されています。そこでは、「安全保障環境を踏まえた対応を実践的に行うため、西南諸島を中心としつつ、その他の地域においても自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で『円滑な利用に関する枠組み』を設ける。これを『特定利用空港・港湾』とする。」とされています。

これらを踏まえて2024年4月1日に開いた関係閣僚会議で、2点について決定しています。1つは、防衛省、国土交通省が空港・港湾の管理者との間で、自衛隊や海上保安庁が、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努めるという確認を交わし、特定利用空港・港湾に指定すること。

もう1つは、国土交通省は特定利用空港・港湾の必要な整備や既存事業の促進を図ることということを決めています。武器弾薬の輸送も可能である。そして自衛隊による平素の利用には、日米共同訓練を含めることも可能というふうにされています。自衛隊と米軍はそれぞれで個別にインフラ管理者との間で調整を実施するとされていますけれども、ただし書があつて、なお米軍は、日米地位協定第5条に基づき、我が国の空港・港湾に出入りすることが認められています、となっています。

こうした重大な問題を、地元にはほとんど説明がされていません。騒音協（山口宇部空港騒音公害対策協議会の略）に対してのみ騒音問題を中心に説明があつたというだけです。宇部市は市民の命と財産を守るという重要な役割があります。

この請願の趣旨をぜひ理解していただいて、御賛同いただきますようお願いし説明を終わります。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

質疑に入ります。

ただいまの説明に対して、質疑はありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 大きな意味で、請願の文章にも書いてあるように、防衛力の強化、防衛体制の強化を図るということに対しては反対ということでしょうか。

紹介議員（荒川 憲幸 君） そもそも軍事目的であるという、憲法第9条で日本は戦争放棄しているというのが前提としてあります。それで戦争を準備するような今回の取組については、基本的には反対という立場であります。

以上です。

委員（猶 克実 君） それと、この特定利用空港は、有事のときにということなのですから、国の資料では、戦争とかを除くと書いてありますよね。

ただ戦争があるかどうかというのを前提に決まっていることではないから、戦争が前提で、特定利用空港を指定するというのではなく、自衛隊の活動の中に、災害救助とか、物資の援助とか、物資を運ぶときですね、そういうことで利用する確率や可能性が高いわけです。それについては、どういうふうに思われていますか。

紹介議員（荒川 憲幸 君） 先ほどの説明でも申し上げたとおり、有事を前提に、有事に備えた準備としての空港・港湾の利活用について、事前に管理者との間で事前協議を進めて円滑な利用ができるようにするというのが趣旨です。当然、災害時の活用というのはあろうかと思えますけれども、最も大きな理由はやはり有事に備えてということだと思います。

先ほどの説明にもありましたが、国の計画の中でも1番は南西諸島中心ということですが、全国展開をするのだということも書いてあるわけです。そういう意味で本当に戦争準備のための枠組みだというふうに考えています。

以上です。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

荒川議員、御説明ありがとうございました。

退室していただいて構いません。

〔荒川議員退室〕

委員長（時田 洋輔 君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

請願第1号山口宇部空港の特定利用空港指定に反対する請願について、これを採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 賛成少数であります。

よって請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第77号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さん、おはようございます。総務部でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第77号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

これは、人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の構築その他所要の整備を行うものでございます。

内容詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

執行部 それでは、議案第77号について御説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております、議案集では3ページから7ページまでを御覧ください。改正内容につきましては、議案第77号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件を御覧ください。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、仕事と育児に係る両立支援制度についての周知や、制度利用の意向確認のための措置等を講ずるものとなっております。

周知の時期としましては、職員が本人または配偶者の妊娠、出産等についての申出をしたとき、そして子が3歳の誕生日の1か月前を迎えるまでの1年間、具体的には、子が1歳11か月に達する日の翌々日から、2歳11か月に達する日の翌日まで、この2回のタイミングとなっております。

その際に、時差出勤や部分休業など、各種制度についての周知を行うこととなります。あわせて、制度利用の意向、そして利用期間などの確認を行うこととなります。

なお、対象職員につきましては、非常勤職員を含め、全職員となっております。

施行日は、公布の日からとなります。

御説明は以上となります。御審査よろしくお願ひいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第77号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件について、賛成

の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） 引き続いて、議案第78号宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第78号宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件について、御説明申し上げます。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、職員の部分休業制度の充実を図るため、所要の整備を行うものです。

内容の詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第78号について御説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております、議案集では9ページから15ページまでを御覧ください。改正内容につきましては、議案第78号宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を御覧ください。

育児と仕事を両立しやすくするため、部分休業を柔軟に取得できるよう拡充を図るものとなっております。

現行では、1日に勤務時間の始めまたは終わりから連続した2時間の範囲内でのみ取得可能となっておりますが、改正後につきましては、1日のうち勤務時間の始めまたは終わりに限らず、2時間の範囲内であれば、いつでも取得できるように変更。そして、加えて、1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの時間数に上限を設けることなく取得できる形態を新設し、職員はいずれかの形態を選択可能とするものとなっております。

対象職員につきましては、まず常勤職員、そして1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員、そして週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員につきましては、1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員が対象となっております。

施行日は、公布の日からとなります。

御説明は以上となります。御審査よろしくお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

委員（射場 博義 君） 確認だけですみません。

今、1年間に10日相当分という説明があったのですが、その10日相当分というのは、1日2時間だけれども、1日当たりの上限を設けないというふうなことが書いてあるのですが、その上限を設けないというのは2時間以上あってもオーケーという意味ですか。

執行部 1日の勤務時間が定められておりますので、その範囲内であれば取得可能で、今まで制限があったものが1日当たり必要な範囲の中でいくらかでも取得可能となります。

委員（射場 博義 君） 例えば4時間取ったとした場合、それでも10日分は、もし4時間掛ける10でもオーケーということですか。

執行部 そのとおりになります。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。猶委員。

委員（猶 克美 君） 単純な話で、これは有給休暇になるのですか、それとも年次休暇になるのですか。

執行部 部分休業ですので、特別な制度で休暇となります。給料につきましては、その分ほど減額をされます。

以上です。

委員（猶 克美 君） それと2時間という限度時間は、どういうことで決められたのですか。

執行部 これまでは、1日につき2時間の範囲内でとなっておりましたが、おおよそ取られる職員につきましては、前後1時間というのがどうしても子供の関係だとか、迎えの関係だとかいうことで、そういう時間に必要ということで設けられた制度なのですが、そうではなく柔軟にできるように、より取りやすく、間も取れるようになっております。

以上です。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第78号宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第79号宇部市消防団条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第79号宇部市消防団条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは諸般の事情を考慮し、本市の消防団員の定数を見直すものでございます。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしく願い申し上げます。

執行部 それでは、議案第79号について御説明いたします。

お手元に配付しております議案集の17ページ、18ページを御覧ください。改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております総務財政委員会資料の第79号宇部市消防団条例中一部改正の件を御覧ください。

これまで、常備消防は、署や出張所の常設に伴い、車両、資機材等を増強するとともに職員定数を増員してきましたが、非常備消防である消防団員の大きな見直しについては行っていませんでした。

また、消防団員は、全国的にも、近年、減少傾向にあり、宇部市でも令和7年4月1日現在、544人となっており、条例定数の720人と乖離しております。火災の発生件数も減少傾向にございまして、消防団員の業務内容も、消火から鎮火処理などに変化しつつあります。

また、県内18市町に調査した結果、令和2年度から令和6年度までに、定数削減の条例改正を行った市町は2市あり、今後、条例改正を検討している市町は9市町あります。

これらのことから、基本消防団員の定数を720人から600人に変更し、機能別消防団員100人を含めまして、消防団員の定数が820人から700人となるものです。

基本消防団員の定数を600人とする根拠につきましては、林野火災など大規模火災で長時間の連続作業が必要となる場合、1日3班交代体制を想定しておりまして、現有機材がフル稼働した場合、600人の基本消防団員が必要となるためでございます。

今後につきましては、消防機庫や消防車両の更新とあわせまして、分団の統合及び必要な団員数の最適化などを検討してまいります。

また、財政効果としまして、毎年10月1日の条例定数により、消防団員等公務災害補償掛金及び消防団員退職補償金基金負担金を支出しておりますので、条例定数の削減によりまして、年間約250万円の削減となります。

なお、条例定数の削減につきましては、宇部市消防団分団長会におきまして説明し、了解を得て

おりますことを申し添えます。

施行日につきましては、公布の日からとなります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 現状820人の定員で、今何人おられるのですか。

執行部 基本消防団員が544人で、機能別消防団員5人を含めまして、549人でございます。

委員（猶 克実 君） 現在は定員未満で、このたび定員を変えたところでも、それを下回っているのですよね。

宇部市の場合、北部の山火事が多いのではないかと思うのですけれども。定員が足りていないから下げても大丈夫だというふうな定員の下げ方で、この700人に下げることが、この数字がどう適正かというのを判断するのにちょっと難しいのですけれども、これでいいですという判断がね。どういう根拠で700人というのを出されたのでしょうか。

執行部 林野火災と長期的なものを含めまして、今現有の消防機材、ポンプ車であるとか、そういったものが、3班体制で8時間フル体制で考えた場合、現状では600人の条例定数でやっていたらというふうに考えております。

委員（猶 克実 君） 私はもっと前向きな返事がほしかったのですけれども。山火事とかで、隣の市町との協力体制の話が進んできたから、宇部市がいつも火事があるわけではないから少ないと、北部についてはそれで維持できると、美祢市、山口市、山陽小野田市との連携がうまく話が進んだから減らせるという話だったら分かるのですけれども。これは反対ではないですよ、質問ですから。そういう話はないのでしょうか。

執行部 御指摘の件につきましては、現時点ではまだそういった話はしておりませんが、今後、やはりそういった連携でありますとか、消防機庫の車両の更新等を含めまして、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。鴻池委員。

委員（鴻池 博之 君） 基本的なことなのではございますけれども、定数に足りていないということで、今の世の中、やはり助け合いとか、人間関係が希薄になっているので、私が消防団に入ろうという人がなかなかいないと思うのですけれども。募集されると思うのですが、募集の方法とかどういうふうになされているのですか。

執行部 募集の方法につきましては、大学等を含めまして、いろいろと声をかけさせていただきまして、消防団を含めましてそういった方からの、地元に戻って来られた際の増員でありますとか、

消防団員につきましても、いろいろと地区の方に声をかけさせていただいたりとか、女性消防隊も含めまして、各地区に講習等を含めていろいろと参加させていただいております。

そちらのほうで消防団員の募集等も含めまして、いろいろと検討させていただいておりますが、なかなか増員が見込まれていないのが現状であるということは認識しております。

以上でございます。

委員（鴻池 博之 君） 御苦勞はいろいろあると思うのですけれども、周知するというのも大事なことだと思うので、しっかり続けていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第79号宇部市消防団条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） 続いて、議案第80号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第80号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

これは、災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

内容の詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 それでは、議案第80号について御説明いたします。

お手元に配付されています議案集の19ページ、20ページを御覧ください。改正内容につきましては、お手元に配付しております総務財政委員会資料、第80号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件を御覧ください。

災害対策基本法の一部改正によりまして、第2条第1号の災害の定義において、「異常な自然現

象」の例示としまして、「地盤の液状化」が明記されました。

そのため、宇部市消防団員等公務災害補償条例第14条の2の中にございます「津波」の下に「地盤の液状化」を加えるものとなります。

施行日は、公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第80号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第87号工事請負変更契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第87号工事請負変更契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）について御説明申し上げます。

これは、労務単価改正に伴うインフレスライド条項の適用等により、工事請負金額を増額変更するものでございます。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

執行部 それでは、議案第87号について御説明いたします。

お手元に配付させていただきます議案集の57ページ、58ページを御覧ください。

内容につきましては、お手元に配付させていただいております総務財政委員会資料、議案第87

号工事請負変更契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）の件を御覧ください。

宇部西消防署庁舎新築工事につきましては、まず令和6年9月定例会におきまして、議案第85号工事請負契約締結の件にて議決いただきました。

次に、令和7年6月に、令和7年度宇部市一般会計補正予算第1回において、インフレスライド条項の適用による工事請負金額の増額補正について議決いただきまして、令和7年7月14日に工事請負変更仮契約書を締結させていただきまして、工期を令和7年11月28日としております。

このたび、変更契約の締結につきましては、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第87号工事請負変更契約締結の件（宇部西消防署庁舎新築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） では、議案第81号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第81号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例措置その他所要の整備を行うものでございます。

内容の詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願い申し

上げます。

執行部 それでは、お配りしております議案第81号の概要資料に基づいて、御説明を申し上げます。なお、議案集は21ページからとなります。

主な改正点として3点あります。

第1点目は、公示送達についてです。

これは、現在、市役所の掲示場に掲示していた公示送達について、インターネットを利用する方法により、閲覧することができる状態に置く措置を追加することに伴い、所要の整備を行うものです。

具体的には、本市では、ウェブサイトに掲載する方向で検討しております。公示送達の対象者は、インターネットを閲覧することにより、いつでもどこでも情報を確認できるようにしていきます。

なお、施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から適用されることとなります。

第2点目は、個人市民税について、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備についてです。

これは、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の観点から、特定親族特別控除を新設し、大学生年代の子、年齢としまして19歳以上23歳未満の者が一定の所得を超えた場合でも、親等が受けられる控除額が、所得に応じて段階的に逡減する仕組みが導入されることから、所要の整備を行うものです。

内容としましては、まず、所得要件の緩和です。これまでは収入金額が103万円を超えると、控除対象扶養親族に該当しなくなり、親族等の扶養控除の対象外となる、いわゆる年収103万円の壁がありました。

現行の扶養親族の所得金額条件、これは扶養となる条件となりますが、現行では48万円ですが、58万円に引上げ、給与所得控除額、これは給与の必要経費になり55万円ですが、65万円に引上げになることから、控除対象の方が扶養を受けることができる所得金額が、103万円から123万円に引上げられます。

さらに、厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因になっていることと指摘があることを踏まえて、大学生年代の子等に係る新たな控除を創設し、給与収入金額が123万円を超えた場合でも、188万円までは一定の控除が受けられることとなります。

控除額につきましては、資料にある表にありますように特定親族の所得の大きさにより逡減する仕組みとなっております。

なお、施行期日は令和8年1月1日と、3点目は、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う対応についてです。

これは、加熱式たばこと紙巻きたばこの税の負担格差を解消するため、加熱式たばこの課税方

式を課税の適正化の観点から見直すものです。

今回の改正では、スティック型の加熱式たばこと、スティック型の加熱式たばこ以外の加熱式たばこに区分した上で、スティック型の加熱式たばこは、加熱式たばこの重量の0.35グラムを紙巻きたばこ1本に換算し、スティック型の加熱式たばこ以外の加熱式たばこについては、加熱式たばこの重量の0.2グラムを紙巻きたばこ1本に換算するものです。

この見直しについては、急激な税負担の変化による企業や加熱式たばこの喫煙者等への影響に一定の配慮を行う観点から、2段階で実施することにしております。

なお、施行期日は令和8年4月1日となっております。

先ほど言いましたように、激変緩和のため2段階で実施ということで令和8年10月1日になっております。

御説明は以上であります。御審査のほどよろしく願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

委員（射場 博義 君） あまり詳しくないので、ちょっと説明をお願いしたいのですが、3点の大きい変更ということで出ているのですが、それぞれこれ1つ条例にまとめられているというのは、やはりそういうふうな出し方がいいのか、それとも一つ一つ中身が全部違うので、これは賛成だけれどもこれは反対という人がいらっしゃるのかどうか分かりませんが、そういうのがあった場合、どうするのかなというのがちょっとあったので。もともとこれはセットなのか、そこだけ確認がしたかったのです。

執行部 税法改正が、施行期日を含めまして、同じタイミングで上がってきているので、3か所の改正でございますけれども、これを一本条例とさせていただいているところでございます。

特に、3か所一遍でないといけないとか時期をずらすことはできないかと言われれば、できますけれども、今回の地方税法の改正に伴って、この3か所の改正が上げられたので、本市としても、この3か所の改正を一括で上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 単純な質問をしますけれども、地方税法が改正されて、これは宇部市が独自にやるぞと言ったらできるものなのですか。

執行部 このたびの地方税法の改正において、本市が独自に例えば税率を変えとかあるいは施行期日を変えとか、その改正を行わないということは基本的にできません。変えられないと思います。

委員（猶 克実 君） ということは税法が改正されたら、今の話だとこの議案は可決しかな

いのではないのですか。

執行部 法改正に伴って条例を改正するというのは、この税条例だけが一般的にたくさんございますので、法の範囲を超えない条例改正を考えられないことはないですけれども、ただ、これはもう明らかに上位法の地方税法の改正を行うというところに、その下の税徴収条例を改正することでございますから、おっしゃるとおり市側の裁量権があるかと申されますとありません。だから、税法の改正どおり条例も改正していくという手続になります。

以上でございます。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第81号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(8) 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

(9) 指定管理者外部評価委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

(10) 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

(11) アクトビレッジおののサウンディング調査の実施報告について、執行部から報告があった。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

次に、その他の事項として、本委員会の行政視察について令和7年10月27日（月）から29日（水）で実施いたします。詳細は、総務財政分科会終了後に説明いたします。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、総務財政委員会を散会します。

—— 午前11時24分散会 ——

令和7年9月12日

総務財政委員会委員長 時 田 洋 輔